



一般第 776 号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山県倉敷市連島町連島142番地の137

法人名 有限会社 ナカイチ

氏 名 代表取締役 中山 一将

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であることを次のとおり証します。

平成 28 年 3 月 28 日

倉敷市長 伊 東 香 織



| | |
|-----------|--|
| 1 許可番号 | 第 30 号 |
| 2 許可の有効期間 | 平成 28 年 4 月 1 日 から 平成 30 年 3 月 31 日 まで |
| 3 事業の範囲 | 収集運搬業（以下のとおり） 1 取り扱う一般廃棄物の種類 事業活動によって生じた一般廃棄物（事業ごみ） 2 積替施設の有無 有 |
| 4 収集運搬の区域 | 倉敷市内に限る。 |
| 5 許可の条件 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第11項に定める生活環境の保全上の条件は、裏面のとおり。 |

法第7条第11項に規定する生活環境の保全上の条件

1 分別基準

ごみは、「燃やせるごみ」、「埋立ごみ」、「資源ごみ」に分けて収集すること。
「燃やせるごみ」は清掃工場に、「埋立ごみ」は最終処分場に、「資源ごみ」は民間の再生資源施設に運搬すること。
可燃性の粗大ごみを壊さずに運ぶ場合は、清掃工場の破碎施設で破碎すること。

2 騒音

早朝、夜間の収集を行なう場合は、騒音に注意すること。

3 清潔

車両、車庫、積替え施設は常に清潔に保つこと。

4 野外焼却

ごみの野外焼却は行なわないこと。

5 積替え

市が認めた積替え施設以外では積替えは行なわないこと。
また、市が認めた積替え施設でも、厨芥類等悪臭の発生の恐れがある一般廃棄物の積替えは行なわないこと。

6 保管

収集したごみは直ちに運搬し、積替えにともなう場合以外はごみの保管は行なわないこと。
積替えにともない資源物などの手選別等を行う場合においても、選別後は性状に変化が生じないうちに運搬すること。

7 過積載

車両の最大積載量を越えてごみを積み込まないこと。

8 車両運行

塵芥車の後部扉を開放したまま走行しないこと。